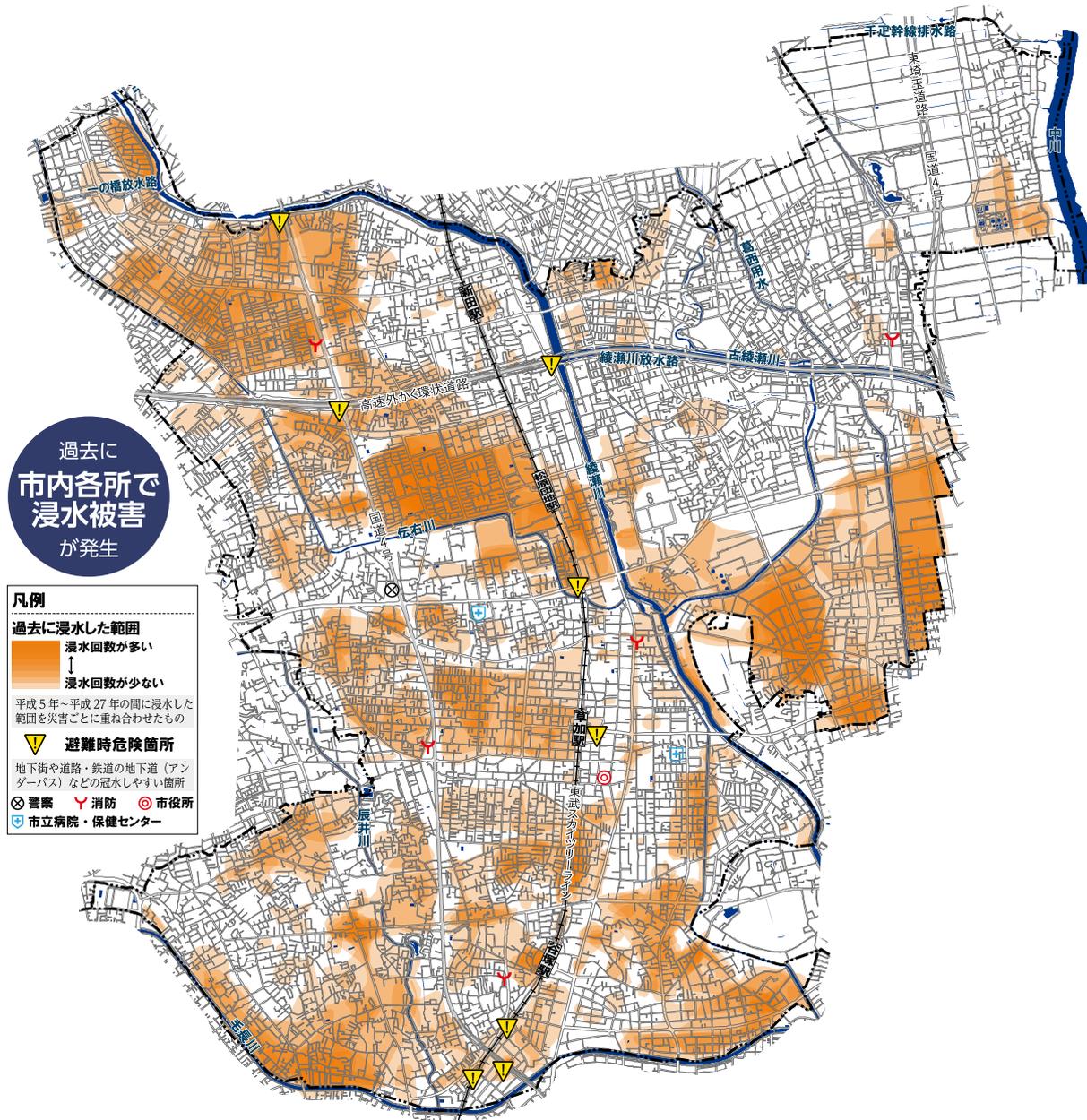


②水害につよいまちづくり

(ア)内水氾らん対策

- 内水氾らんが頻発する地区では、排水ポンプの増強や設置義務のある貯留施設などの適正管理に取り組みます。
- 河川管理者である国や県に河川改修を行うように働きかけます。
- 浸水被害の軽減のために、貯水機能をもつ緑地の確保・保全を進めます。

■草加市内水ハザードマップ



序章
都計画マスタープランの改定にあたって

第1章 全体方針
1 防災まちづくり方針

第2章 地区別方針

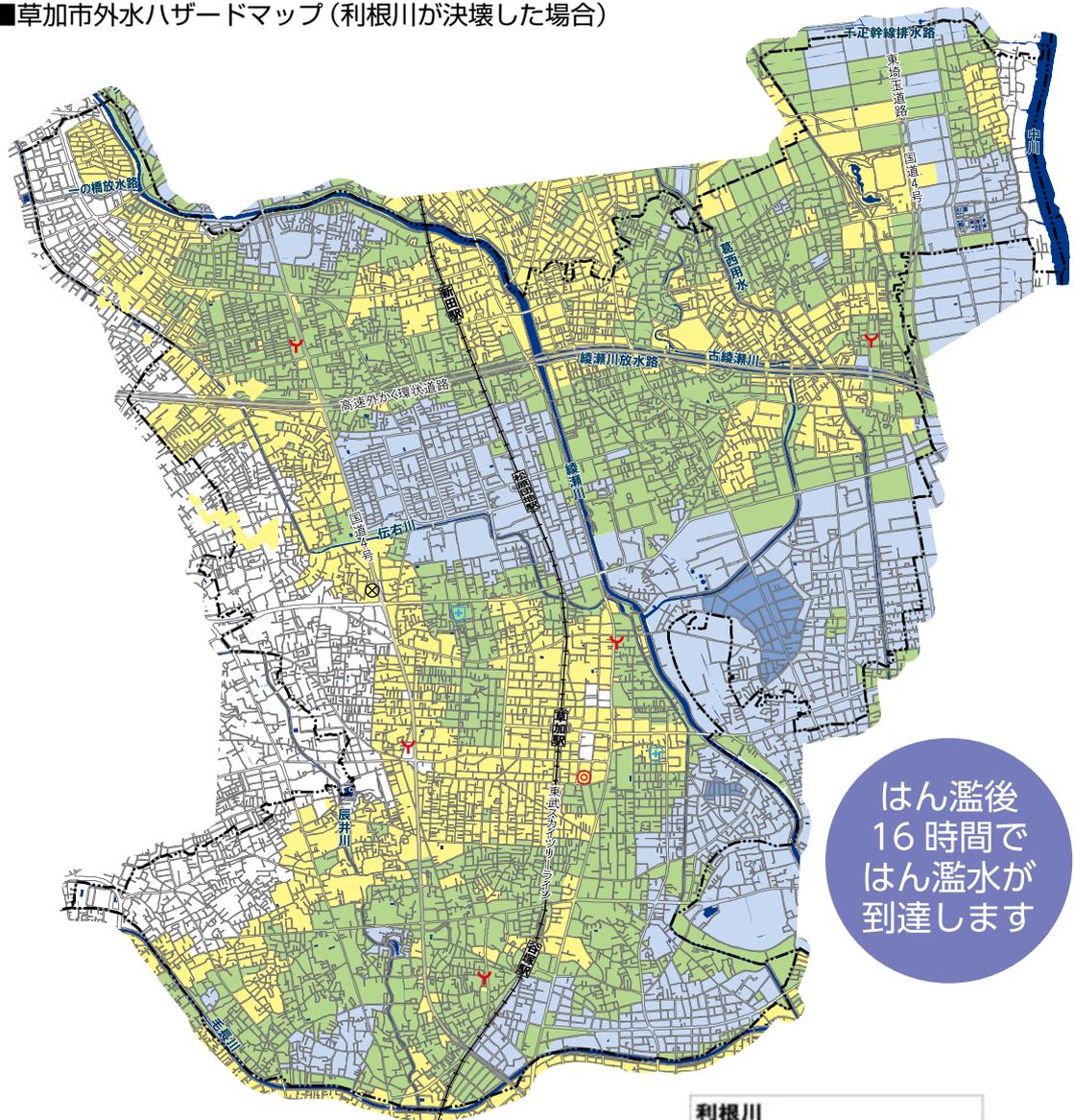
第3章 実現化方針

第3節 分野別方針 1 防災まちづくり方針

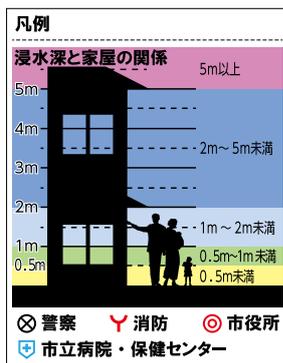
(イ) 外水氾らん対策

- 地域防災計画に基づき、西側の高台（安行台地）へ避難するルートを周知します。
- 逃げ遅れた場合のために、高層で強固な建築物の位置を周知します。
- 早急な住民避難が行えるように、町会・自治会等のコミュニティが主体となって行う、想定浸水到達時間までに安全な場所まで避難できるルートの検討や避難マップの作成を支援します。

■草加市外水ハザードマップ（利根川が決壊した場合）



はん濫後
16 時間で
はん濫水が
到達します



利根川

浸水想定
 想定確率：概ね 200 年に 1 回
 3 日間の総雨量：318mm
 管理者：国土交通省利根川上流河川事務所

| | |
|-----|------------|
| 浸水深 | 5.0m以上 |
| | 2.0～5.0m未満 |
| | 1.0～2.0m未満 |
| | 0.5～1.0m未満 |
| | 0.5m 未満 |

③災害時の都市機能確保

(ア) 公共施設等の安全確保

- 市内の小中学校32校を指定避難所として位置づけます。
- 防災拠点となる市役所本庁舎を建て替えます。
- 指定避難所となる小中学校などの公共施設の耐震化や長寿命化を推進します。
- 小中学校などの非構造部材も含めた計画的な安全確保を推進します。
- 豪雨などによる浸水や竜巻などの暴風による被害を防ぐため、屋外設置物の固定や補強等の必要性の普及啓発を進めます。
- 複合災害などにより、避難所としての機能が発揮できない可能性のある公共施設等については、指定のあり方や整備、使用方法などについて検討します。



耐震化された公共施設

(イ) ライフラインの強化

- 幹線道路や補助幹線道路、臨時ヘリポートに通じる道路などを国や県、警察などの関係機関と協議し、緊急輸送道路などに位置づけます。
- 緊急輸送道路や、そうか公園や小中学校などの防災拠点にアクセスする路線等については、迅速な応急対応・復旧に活用できるよう沿道建物の耐震化・不燃化や無電柱化などにより、機能確保に取り組みます。
- 道路・橋りょう・上下水道などのライフラインの計画的な整備と耐震化に取り組みます。
- 緊急車両が進入可能な幅員6m程度の道路については、耐震性消防水利（防火水槽など）の整備を進めます。
- 複合災害などにより、緊急輸送道路などとしての機能が発揮できない可能性のある道路等については、指定のあり方や整備、使用方法などについて検討します。

(ウ) 防災空間の確保

- 大規模民間施設を災害時の一時的な避難所として活用できるように、民間事業者との協力体制の構築に取り組みます。
- 生産緑地や空き地などを活用し、防災機能を備えた公園や広場、ポケットパークなどの整備に取り組みます。
- 防災協力農地の登録に向けた啓発に取り組みます。
- 災害時に使用できる大規模空地を確保するため、土地所有者との協定の締結に取り組みます。

(工) 防災機能の充実

- 小中学校などの指定避難所等となる公共施設については、防災関連備蓄倉庫や発電機等の確保に取り組みます。
- 一定の面積のある公園・広場等の主要施設に臨時ヘリポート等を確保するなど、多様な救急搬送体制の整備に取り組みます。
- 災害時に民間企業等のポテンシャルを活用するため、コンビニエンスストアなどの小売店や物資配送業者などとの協定の締結に取り組みます。

④ 自助・共助による減災

- 地域防災計画と連携しながら、自助・共助の防災意識向上を啓発し、地域の防災力を高める取り組みを進めます。
- 市民による防災活動を、地区計画等の都市計画制度を活用したまちづくりの発展に結びつけ、より一層の防災まちづくりを進めます。
- 災害時に草加市文化会館に設置される災害ボランティアセンター本部の、サテライトとなるようなセンターの設置を検討します。



市民による自主防災活動

方針2

復興準備

減災の取組みに加え、万が一被災した場合でも適切かつ円滑に復興できる状況をつくる

(1) 現況・課題

- いつ災害が起こるか分からないため、減災対策のみでなく復興準備が必要です。
- 被災後のまちの将来像をイメージしておくことが必要です。
- 円滑な復旧・復興を図るために、復興シナリオの作成や、シナリオ作成のための手続きを、予め定めておくことが必要です。

(2) 改善に向けた具体的施策

改善に長い時間を要する「減災」対策については平時より着実に進めていく一方で、たとえ明日に災害が発生した場合でも、速やかに計画的な対応ができるよう、災害時対応力の向上に関する取組みを進めます。

また、被災後の復興まちづくりの基本方針を「復興準備」として位置づけ、復興対策の手順や進め方、復興のためのシナリオを予め定めておくことをめざします。

さらに、復興にあたっては単に従前の市街地をつくり直すのではなく、従前の課題を解消し、被災前より安全で安心なまちを構築することをめざし、コミュニティの力を引き出しながら、新たなまちづくりに取り組むための手順も検討します。

① 災害時対応力の向上

- 建物家屋情報や農地統計書など毎年更新される各種データを活用し、災害リスクの変化などを継続的にモニタリングし、被災時の被害を軽減するため継続的に災害対策の見直しに取り組めます。
- 様々な災害や複合災害などに対応できるように、災害シミュレーションソフトの活用や机上訓練などによる復興イメージトレーニングを行い、職員の災害対応能力の向上に取り組めます。
- モニタリング結果の公表やトレーニングを市民とともに行う機会を設けるなど、地域の災害対応能力の向上をめざします。

②復興まちづくりの基本方針

- 被災直後の復興対策から長期的な復興対策までを円滑につなげるため、各対策を時系列のプロセスに分けた復興シナリオの設定に取り組みます。復興シナリオには、復興時の空間戦略を決定するための策定プロセスを位置づけます。
- 復興まちづくりを進めるにあたっては、市民・事業者・行政が一体となって復興を進められるよう、コミュニティの力を引き出しながら取り組みます。
- 復興にあたっては、各種災害対策を指揮する市役所などの中枢機能や、救援・救助・緊急輸送のための交通機能の回復、災害によって住家を失った市民に対しての応急住宅（仮設住宅）の提供、市民の生活再建・社会経済活動支援を最優先に進めます。
- 震度6弱～震度6強（工学的基盤35kine）の大震災時には6400世帯の市民が住家を失うと予想されるため、被災時に必要となる応急仮設住宅の用地（約24ha）を、公園・広場や生産緑地などを活用して賄うことを検討します。
- 本方針の目標とする震度6弱～震度6強（工学的基盤35kine）への対応能力をはるかに超える大震災や、利根川の決壊などによる壊滅的被害、複合的な被害をもたらす災害が発生した場合は、対応の優先順位の選別を行うとともに、復興までの期間が長期化する可能性があることを周知していきます。